

23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件に関する調査の進め方

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」(諮問第 2024 号)のうち「23GHz 帯無線伝送システムに関する技術的条件」に関する調査項目について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の審議を促進させるために「23GHz 帯無線伝送システム作業班」を設置することとする。

1. 技術的条件を調査するための前提条件

(1) 対象周波数

現在、我が国において、ケーブルテレビ事業用無線伝送システムに使用されている 23GHz 帯(23.2～23.6GHz)とする。

(2) 被干渉・与干渉システムの範囲

(1)に掲げる周波数帯に近接するシステム等を被干渉・与干渉として調査を行うこととする。

2. 調査事項

23GHz 帯無線伝送システムに関する技術的条件の検討に向けて、1(1)に掲げる周波数帯の利用状況等を考慮しつつ、以下の事項を調査・検討する。

- (1) 23GHz 帯無線伝送システム及び近接する周波数帯に存在する被干渉システムとの共用条件、必要な技術的条件、運用条件等
- (2) 電波防護指針への適合等
- (3) 放送法における安全信頼性基準の適用等
- (4) 上記以外の事項についても、関連する技術動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査を実施する。

3. 作業班の設置要綱

別紙1及び別紙2のとおり。

4. 当面のスケジュール

別紙3のとおり。

5. その他

審議に資するため、本委員会において、上記2の調査事項に広く意見募集の機会を設けるとする。(別紙4のとおり。)

23GHz 帯無線伝送システム作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」に関する調査について、委員会が調査するために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「23GHz 帯無線伝送システム作業班」を設置することとする。

1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な審議を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる審議を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

3. 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室が行う。

情報通信技術分科会 放送システム委員会
23GHz 帯無線伝送システム作業班 構成員

(敬称略、構成員は五十音順)

石川 涉	ヴィ・ネットワーク・システムズ(株) 技術部長
片山 友幸	DXアンテナ(株) 技術第2部 部長
金田 英郎	(社)日本ケーブルテレビ連盟 常務理事
亀谷 収	国立天文台 電波天文周波数小委員会副委員長 水沢 VLBI 観測所
河本 典之	(社)日本CATV技術協会 事業部(規格・標準)部長
久保 歳弘	日本放送協会 技術局送受信技術センター 受信技術部 副部長
小島 敏郎	京セラコミュニケーションシステム(株) エンジニアリング 事業統括本部 ソリューション事業部長
小山 祐一	ソフトバンクモバイル(株) モバイル伝送ネットワーク部 基幹伝送課
瀬戸 伸幸	(株)エヌ・ティ・ティドコモ ネットワーク部 電波技術担当
谷澤 正彦	日本無線(株) 通信インフラ事業部 通信インフラ技術部 マイクロ通信グループ長
中川 篤	KDDI(株) 技術企画本部電波部 企画・制度グループリ ーダー
中川 永伸	(財)テレコムエンジニアリングセンター 技術グループ 部 長
中村 俊一	古河電工(株) 情報通信カンパニーブロードバンド製品部 部長
主任 野田 勉	(般社)日本ケーブルラボ 実用化開発グループ 主任研 究員
吉田 光男	(株)ジュピターテレコム 技術本部 副本部長

今後の検討スケジュール

日程	放送システム委員会	作業班 (必要に応じアドホック会合を開催)
10月28日	第28回 ・「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」の審議開始について ・「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」に関する審議の進め方設置について	
11月		第1回 ・23GHz 帯無線伝送システムに関する現状等 ・論点整理
12月	第〇〇回 ・意見陳述 (意見陳述希望がなければ、委員会を開催しない。)	第2回 ・23GHz 帯無線伝送システムに関する技術的条件の検討 ・報告書骨子(案)の検討
1月		
2月	第〇〇回 ・委員会報告書(案)の審議	第3回 ・報告書(素案)の検討
2月下旬	意見募集開始	
3月中旬	意見募集期限	
3月下旬	第〇〇回 ・意見募集結果について ・報告書とりまとめ	第4回 ・意見募集結果の検討

(案)

平成23年11月〇日

情報通信審議会
情報通信技術分科会
放送システム委員会「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」についての
関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」についての検討を行うため、平成23年10月28日(金)から審議を開始し、平成24年3月ごろを目途に答申の取りまとめを行う予定です。

ついては、平成23年12月9日(金)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

1. 意見陳述を行える関係者

23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件に関し、学識経験者又は知見を有する者とします。
(国籍を問わない。)

2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成23年12月9日(金)に開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書(日本語に限ります。)による意見の提出も可能とします。

3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下、「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。)及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又は E-mail により平成23年12月2日(金)18:00(必着)までに下記4の提出先に提出してください。審議の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4. 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 技術係

担当:前田補佐、伊藤係長

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5810

FAX 03-5253-5811(電話連絡後送付を願います。)

E-mail ad-cable_atmark_ml.soumu.go.jp

スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。

連絡先

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

担当:前田補佐、伊藤係長

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5810

FAX 03-5253-5811(電話連絡後送付を願います。)

E-mail ad-cable_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。)